

2023年(令和5年)年7月6日

宗教法人円蔵院太陽の会  
代表者 津嶋 喜久枝 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島  
理事長 木村 豊  
担当(理事) 山本 一志  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号  
第3ウエノヤビル3階D号室  
特定非営利活動法人消費者ネット広島  
<http://www.shohinet-h.or.jp/>  
電話(082)962-6181/FAX(082)962-6182



## 申 入 書

当法人は、当法人の2023年(令和5年)年3月20日付け質問書に対する貴法人の回答書(以下「本件回答書」という。)を踏まえ、下記のとおり申入れをします。

### 記

#### 【申入の趣旨】

コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則(以下「本件規則」という。)の後記第4条3項の墓地使用料の不返還条項(以下「本件条項」という。)を消費者契約法9条1項1号に適合するように改めるよう申入れます。

#### 【申入の理由】

本件条項は、「使用墓地が不要になったときは、速やかに管理者に届け出る…」との規定を受けて、「この場合、使用料は一切返還しません。」と規定しています。

当該規定からすれば、墓地契約成立後、例えば、使用者が使用料支払後に貴法人が契約の履行に着手する前(使用者が墓地を使用する前)に墓地の返還を申し出た場合にも使用料が一切返還されないことになり不当です。この点につき、本件回答書においても、「契約後1週間以内であり、尚且つ埋蔵していなければ、その理由によって全額返金をさせていただきます。使用規則には明記していませんが、双方で話し合いによって対応しています」と記されており、貴法人においても、本件条項が「時期、事由」によって、不当な結果となることを自認し、運用上の善処を図ろうとされています。

しかしこれは運用の問題ではなく、かかる規定自体が、まさに「解除の事由、時期

等の区分に応じ」た損害の額が事業者に生ずべき「平均的な損害を超える部分」は無効と定める消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効となるものといえます。

同法の趣旨に照らせば、貴法人は、使用者の解除申入時における、消費者契約法における「平均的損害」がどれだけ生じるのかを「解除の事由、時期等の区分に応じ」て貴法人に具体的に生じる損害に基づく清算条項を定める必要があります。

しかるに、本件回答書によれば、貴法人は本件条項を現在も使用されており、今後改める予定はないとのことであり、その理由として挙げられている根拠についても本件墓地使用が「継続的契約関係」(本件回答書1頁②理由(2)参照)という実態からすれば、当法人としては到底受け入れられません。

よって、当法人は、貴法人に対し、消費者契約法に照らして本件条項を見直して速やかに改善をされるよう要請致します。

つきましては、本書に対する貴法人の見解を、2023年(令和5年)8月7日必着で、文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本書の内容、本書に対する貴法人のご回答の有無・内容及び前回の質問以降の経緯や内容等につきましては、消費者被害防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表します。公表は、不特定多数の消費者の利益保護を図る差止請求権を付与された適格消費者団体である当法人の責務(消費者契約法23条4項)であることを申し添えます。

(墓地の返還)

- 第14条 1 使用墓地が不要になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書及び墓地使用承諾証に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さい。
- 2 前項において、納骨のある場合は使用者の責任において、6ヶ月以内に改葬を完了して下さい。
- 3 なお、この場合、使用料は一切返還しません。

以上